

価、助言をもっと行うべきである（82.4%）などの、職員の意欲や姿勢は相当に高いものがある。

IV. 考察

介護保険制度は、法施行後5年を目途とする制度全般の見直しが今後の大きな課題である。法施行後5年という2005年（平成17年）であるが、ケアマネジメントを制度発足の理念を達成するための有効な援助方法とするためには、それぞれの地域から明らかにされるケアマネジメントの仕組み、方法、ケアマネジャーの資質、地域サービス資源の整備、市町村自治体の福祉政策努力、地方自治体に対する政策評価制度の確立などが複合して、具体的に検討され、向上が図られなければならない。

口述4

地域福祉情報提供システムの実態と課題 －国内自治体における社会福祉施設等 情報提供サービスに関する調査を通して－

鈴木 保巳¹⁾ 田中 志子¹⁾ 齋藤 史彦¹⁾
加賀谷真紀¹⁾ 大和田 猛¹⁾

1) 青森県立保健大学健康科学部社会福祉学科

Key Words：福祉情報化、地域福祉情報提供サービス、福祉サービス選択支援

I. はじめに

福祉契約制度の下では、利用者のサービス選択を支援するために、国や地方公共団体および社会福祉事業者には関連する情報を正確かつ迅速に提供することが求められる。本研究者は、青森県の県民動向と地域性に即した福祉情報化の実現に向けて、その方向性と課題を明らかにすることをめざし、平成11年度から14年度までの4年間で調査研究を実施した。今回は、研究の端緒となった調査「国内自治体における福祉情報化の進捗度と現状・課題についての調査」結果を検討した。

II. 調査方法

アンケート調査：地方自治体として全国各都道府県庁46ヶ所、政令指定都市市役所12ヶ所、中核都市市役所7ヶ所の福祉主幹課と、地域福祉を促進する民間団体として全国各都道府県社会福祉協議会46ヶ所、政令指定都市社会福祉協議会12ヶ所の計123ヶ所に対し、社会福祉施設等情報提供データベースの構築状況とその内容（情報化項目、情報提供媒体の種類、情報活用者等）について郵送によるアンケート調査を行った。

期 間：平成11年10月7日～11月30日

配布部数：123部 **回収部数**：103部 **回収率**：83.7%

訪問調査：アンケート調査の回答をもとに、独自の取り組みがなされている都道府県としてA県を、WAM NET（社会福祉・医療事業団主催）地方センターを設置・運営しているB県社会福祉協議会を選定し、提供されている福祉情報化項目、情報提供媒体の種類、情報更新方法、データベースシステムの維持・管理等についての訪問調査を行った。

III. 調査結果概要

アンケート調査

- ・自治体・社会福祉協議会ともに、半数程度が社会福祉施設等情報提供サービスシステム（以下システムと略す）を備えていることが確認された。
- ・システムの情報提供形態は、自治体・社会福祉協議会ともにIT活用によるものが半数以上であったが、冊子によるものも次いで多かった。
- ・システムの想定利用者は一般住民とされていた。
- ・システムで提供されている情報項目に関して、両者ともに基本情報が多く、具体的なサービス情報はほとんど提供されていなかった（図1）。
- ・システムの問題点として、両者ともにデータベースの維持・管理という回答が最も多かった。

訪問調査

A県「独自データベースシステム」

基本情報に加え、利用者の主体的な選択を支援すべく入所者状況やサービス状況等の情報も提供されていた。また、公開情報に対する責任の所在が県にあり信頼性が保てること、情報提供媒体としてインターネットと冊子を兼ね備え情報弱者にも配慮していること等の特徴があった。課題は、公的機関である県として、利用者の欲する施設評価情報を提供することができないことであった。

B県社会福祉協議会「WAM NET 地方センター」

WAM NET 地方センターを設置・活用することの利点は、データベースの維持・管理を社会福祉・医療事業団が行うため予算や人員があまりかからないことであった。しかし、具体的なサービス情報は、情報の保護や安全性に配慮しその想定利用者をサービス提供側として専門機関の間のイントラネットのみで提供され、実際の利用者である一般県民が直接インターネットにより閲覧することのできる情報は一般的基本情報にとどまっていた。

IV. 考察

サービス内容の開示をも求める「福祉情報化」に対す

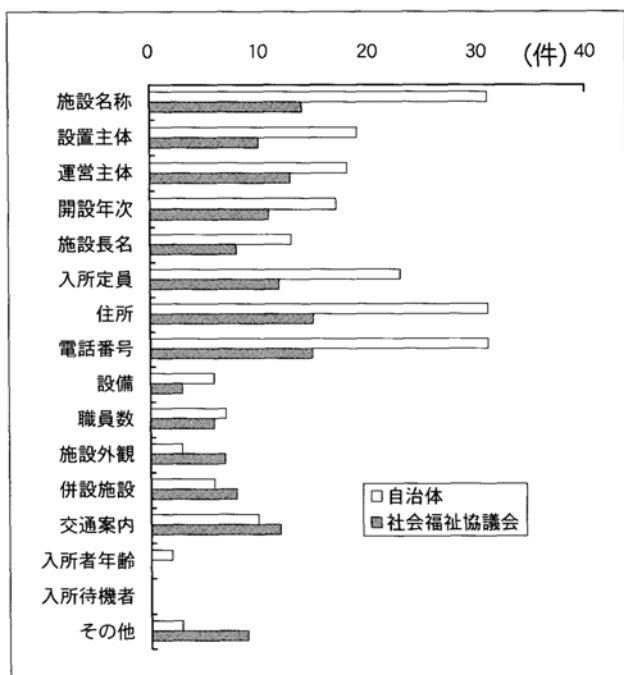


図1-1 システム提供情報（基本情報）

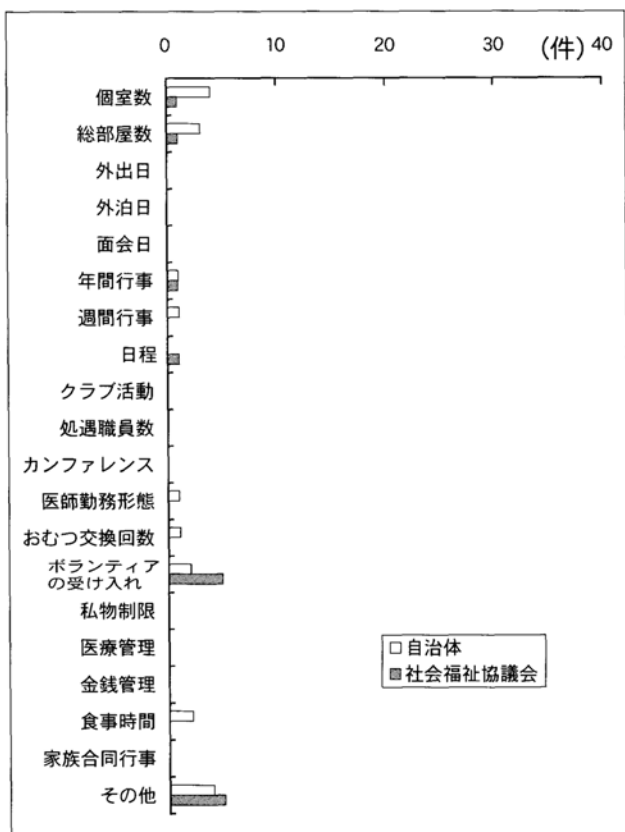


図1-2 システム提供情報（サービス情報）

る気運が高まっている。しかし各自治体の現状に関する今回の調査では、利用者の主体的なサービス選択を援助することを目的とはしているものの、詳細なサービス情報等の情報化は進んでおらず、様々な制約から基本情報等の提供にとどまっている実態が確認された。一方、平

成14年度に実施した青森県内の児童・高齢者、障害者関連の社会福祉施設を対象にした調査では、7割以上の施設が具体的なサービス情報の提供が可能であるとともに、県や市町村といった公的機関が情報を集約してデータベース化し県民に公開することを望んでおり、県民により身近な自治体が推進主体となって、情報リテラシー等にも配慮しつつ、その他様々な制約を改善しながら地域福祉情報システムを構築・運用していくことが最善であると考えられた。

口述5

青森県における周産期保健の現状と課題に関する研究
～乳児死亡率の改善に向けて～

福田 道隆¹⁾ 田崎 博一¹⁾ 中村由美子¹⁾
佐藤 寧子¹⁾ 廣森 直子¹⁾ 前多 正博²⁾
東山 恵子²⁾ 飛鳥 剛²⁾ 蓮井 貴子²⁾
長沢 一磨³⁾

- 1) 青森県立保健大学健康科学部
- 2) 青森県こどもみらい課
- 3) 青森県総合検診センター

Key Words : ①周産期保健 ②乳児死亡原因 ③妊婦指導

I. はじめに

研究班は保健福祉の立場から、研究のミッションを「青森県における新生児を健やかに育てる。良好な予後と、豊かな母子関係を得る」とし、基本戦略として「乳児死亡への予防と対策を見出す」とし、平成14年度を「15年以後の研究の基礎資料を作成するための年」と位置づけ、「乳児死亡原因の詳細な分析」を取り上げた。

II. 目的

研究目的は得られた乳児死亡に関するデータを統計学的に分析することにより、この問題の背景にある原因を明らかにすることである。

III. 研究方法

データ分析は平成11年～13年の青森県こどもみらい課で調査した乳児死亡に関する資料を利用した。平成11年、12年、13年のデータをそれぞれ単年度で分析するためには、症例数は少数であったため、3年分を一括して、178例中データの不明な2例を除いた176名について検討を行った。